

大井町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の維持管理を徹底させることにより、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を維持管理する者に対し、当該維持管理に要する費用の一部を補助することについて、大井町補助金等交付規則（昭和61年大井町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- （2）合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもので、かつ合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室通知）に適合するものをいう。

（補助対象地域）

第3条 この要綱において補助の対象となる地域は、公共下水道の供用が開始されていない地域とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（補助対象事業）

第4条 この要綱において補助の対象となる事業は、前条に規定する補助対象地域において行われた合併処理浄化槽の維持管理事業のうち、次に掲げるものとする。

- （1）法第7条及び第11条に規定する法定検査
- （2）法第8条に規定する保守点検
- （3）法第9条に規定する清掃

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- （1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証を受けた建築物に対し同時に設置された合併処理浄化槽または同建

建築物に対し法第5条1項に基づく設置の届出を行って設置された合併処理浄化槽を維持管理している者

(2) 専ら住居の用に供する建築物又は延べ面積のおおむね3分の1以上を居住の用に供する建築物に対し設置された合併処理浄化槽を維持管理している者

(3) 自治会館等(自治会が設置する自治会館、公民館、児童館又は多目的集会場をいう。)に設置された合併処理浄化槽を維持管理している者

(4) 法及び法施行規則(昭和59年3月30日厚令17)の規定に基づき、合併処理浄化槽を適正かつ継続的に維持管理していると町長が認めた者

(補助金額)

第6条 補助金額は、当該年度内に行った第4条の各号に規定する補助対象事業に要した各費用で、各補助対象事業ごとに次に示す金額を上限として合算して得た額とする。ただし、同条第3号に規定する清掃費にあつては、下水道使用料相当額(9人槽以下にあつては20,000円、10人槽以上にあつては28,000円。)を控除した額とする。

(1) 法定検査 検査に要した額

(2) 保守点検 9人槽以下にあつては17,000円、10人槽以上にあつては19,000円

(3) 清掃 次の表に定める処理能力(人槽)ごとに、積算された基準容量に1立方メートル当たり8,400円を乗じて得た額から、下水道使用料相当額を除いて得た額とする。

処理能力 (人槽)	基準容量 A	基準額 B	基準清掃費用 $C = A \times B$	下水道使用料 相当額 D	清掃事業分上限 $E = C - D$
5人槽	3.0 m ³	8,400 円 / m ³	25,200 円	20,000 円	5,200 円
6人槽	3.6 m ³		30,240 円	20,000 円	10,240 円
7人槽	4.4 m ³		36,960 円	20,000 円	16,960 円
8人槽	5.0 m ³		42,000 円	20,000 円	22,000 円
10人槽以上	6.6 m ³		55,440 円	28,000 円	27,440 円

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条の規定に基づく補助金の交付申請は、各年度の年度末までに当該年度に実施した補助対象事業について、大井町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添え行うものとする。

(1) 第5条第1号に規定する確認済証の写し(初年度のみ)

(2) 合併処理浄化槽の型式等の記された仕様書及び図面(初年度のみ)

(3) 保守点検及び清掃に関する業務委託契約書の写し(初年度のみ)

- (4) 大井町下水道条例遵守誓約書 (初年度のみ)
- (5) 各補助対象事業の実施に要した費用が確認できる領収書の写し
- (6) 各補助対象事業の実施日が確認できる書類
- (補助金の交付決定の通知)

第 8 条 規則第 6 条の規定により行うものとする。

(補助金の請求)

第 9 条 第 8 条の規程により補助金の交付決定通知を受けた者は、町長の指示に従い、補助金の支払いを請求書 (第 2 号様式) により請求するものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、大井町合併処理浄化槽維持管理費補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 15 年 6 月 1 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。